

要介護と要支援の違いは？

要介護(要支援)認定をさらに詳しく説明します。

申請をすると、必ず前述のように認定調査を受け、主治医意見書を作成していただくこととなります。これは、最初だけではなく、“更新申請”時も同様です。要介護(要支援)認定には、有効期間といって、その認定が有効となる期間が設定されます。これは、要介護認定を受ける被保険者や高齢者は、状態が変化しやすいため、定期的に認定を見直す必要があると考えられているからです。

通常、初回の認定は6ヶ月～1年、更新は6ヶ月～2年間となります。状態が安定していると判断されると、より長期間の有効期間となります。有効期間満了の70日ほど前に更新申請の案内通知が届き、60日前より更新の申請が可能となります。

有効期間は設定されても、明らかな状態変化が見られる場合は、有効期間の満了を待たずに認定を変更することも可能ですが、その際も、通常の申請と同様の手続き、調査等が必要です。



●さて、要介護(要支援)認定にはどんな種類があるのでしょうか？

要介護(要支援)認定の状態区分には全部で8種類あります。

軽度順にご説明しますので、イメージしてみてください。

①非該当	要支援、要介護いずれにも該当しない。自立できている方。
②要支援1	大体自分でできるが、複雑な動作に支えを要する。日常生活において部分的に支援が必要。
③要支援2	要支援1の状態に加え、移動の動作に何らかの支援が必要。排泄や食事は自分でできる。
④要介護1	身体的な状態については、要支援2と同様だが、精神・行動障害や認知機能の低下がみられる。
⑤要介護2	要介護1の状態に加え、排泄や食事に何らかの支援が必要。精神・行動障害、認知機能の低下。
⑥要介護3	要介護2の状態に加え、立ち上がりや立位保持などの複雑動作ができないことがある。排泄が一人ではできない。認知機能の低下。
⑦要介護4	複雑な動作や移動動作がほとんどできない。排泄もほとんど介助が必要。多くの行動障害、全般的な認知機能の低下。
⑧要介護5	生活全般の動作がほとんどできない。排泄、食事もほとんどできない。多くの行動障害、全般的な認知機能の低下。

状態はあくまでも平均的な状態ですので、必ずしも合致しない場合があります。前述の通り、結果はあくまでも“介護に要する時間や手間”になるため、認定調査において、きちんと聞き取りをして結果を出す必要があるのです。

●「要介護」と「要支援」の違いは…？

- ・要介護(1～5)…“介護”を必要とする。ケアマネジャーがケアプランを作成。
- ・要支援(1～2)…“予防”を目的とする。地域包括支援センターが予防プランを作成。

次回からは、介護保険サービスの詳細に入りたいと思います。お楽しみに！